

# 自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します

## ●補助対象者 ※①～③にすべて該当する人

- ① 日進市内在住で以下のAまたはBのいずれかに該当する人  
A. 令和8年度末時点で7歳以上18歳以下の人（児童生徒等）  
B. 令和8年度末時点で65歳以上の人（高齢者）
- ② 過去に同種同様の補助金を受けていない人（1人1回のみ）
- ③ 市税を滞納していない人

## ●補助対象のヘルメット ※次の要件をすべて満たすもの

- 令和8年4月1日から令和9年3月12日までに購入した、  
中古品または未使用品でない、新品の自転車乗車用ヘルメットであること  
※スケートボードやローラースケート用などは対象外です。
- SGマーク、JCFマーク、CE (EN1078) マーク、GSマーク、CPSCマーク  
上記のうちいずれかの安全認証を受けているヘルメットであること

## ●補助金額 ※1人につき1個限り

ヘルメット1個につき、購入費の2分の1を補助します。

※上限2,000円（10円未満切り捨て）

※販売店等のポイントや金券を利用した場合、購入金額から差し引いて補助金額を算出します。

## ●申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月12日まで【必着】

※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

## ●お問い合わせ先

日進市 総務部 防災安全課（市役所 本庁舎2階）

☎：0561-73-3279    ✉：bousai@city.nisshin.lg.jp



※詳細な内容や申請書類などは市ホームページをご覧ください。

## ●電子申請（スマート申請）が可能になりました！

領収証などの必要書類は、スマートフォン等で撮影して添付していただきます。

必要書類をお手元にご用意のうえ、便利なスマート申請をご利用ください！

右記の二次元コード、もしくは市のホームページから申請してください。

※必要書類等は下段もしくは市ホームページをご確認ください。

※ネットショッピングの領収証を添付する場合は、市ホームページの  
注意事項をご確認ください。スクリーンショットは不可です。



申請はコチラ

## ●窓口での申請方法（令和8年4月1日より受付開始）

ヘルメット購入後に、“申請書兼実績報告書”および“請求書”に必要事項を記入のうえ、  
下記の①～④の添付書類とあわせて本庁舎2階 防災安全課 までご提出ください。

※ 申請書類は市ホームページまたは防災安全課窓口で入手することができます。

### 【添付書類】

- ① 購入したヘルメットの領収証 ※(ア)～(オ)がすべて記載されていることが要件  
(ア)申請者の氏名 (イ)領収日 (ウ)ヘルメットの価格 (エ)購入店舗名 (オ)購入品名(「ヘルメット代」など)
- ② 着用者の年齢等がわかるもの(マイナンバーカード、資格確認書など)
- ③ 振込先金融機関の口座通帳またはキャッシュカード  
※申請者と振込先口座名義は同一の方としてください。
- ④ 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、資格確認書など)

申請書には、ヘルメットのメーカー名、品名、安全基準を記載していただきます。

領収証に記載がない場合は事前にお調べのうえご来庁ください。空欄では受付ができません。

## よくある質問（Q&A）

Q1. レシートは領収証として使用できますか？

A1. 購入者の氏名、領収日、領収金額、購入相手方、購入品名が記載されていればレシートタイプ(感熱紙)でも構いません。

Q2. 購入する店舗は日進市内や愛知県内でなければならないなど何か指定はありますか？

A2. 購入する店舗の所在地に制限はありませんが、領収証が発行できない店舗は対象とはなりません。

Q3. ショッピングサイトのポイント(ギフトカード)で購入しました。補助対象になりますか？

A3. 補助対象外です。一部をポイントで支払った場合は、差し引いて補助金額を決定します。